

スシロー 安全な仕入れのための取組

◆スシローは食の安全・安心を守るために国が定めた法令を遵守しています。

1. 国が禁止している添加物等が使用されていないことを確認しています。
2. 国の定めた衛生基準を守った安全な食品を提供しています。
3. メニューに記載されている魚介類の名称はガイドラインに従って表示しています。
4. 国が禁止する優良誤認表示(実際よりも良質で高価なものと誤解を与えるような表現)はしておりません。
5. 国の定めたルールに従って、食の安全に関わる情報を開示しています。

〈食の安全・安心に関わる主な法令・ガイドライン〉

- ・ 食品安全基本法
- ・ 食品衛生法
- ・ 日本農林規格農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS 法)
- ・ 魚介類の名称のガイドライン
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法
- ・ 外食における原産地表示に関するガイドライン
- ・ 米トレーサビリティ法

◆スシローは食の安全・安心を守るために積極的な活動を行っています。

1. 使用する食材の品質規格書を入手し、法令を遵守しているかどうかを確認しています。
2. 使用する食材の検査を行い、安全基準を満たしているかどうかを確認しています。
3. 使用する食材を加工している工場を巡回し、衛生的な環境で安全な食品が作られているかどうかを確認しています。